

# 電気個別要綱

(鈴与のでんき by CDエナジー)

2024年5月1日実施

株式会社CDエナジーダイレクト

目 次

本 則 .....	1
1 適 用	1
2 料 金	1
3 割 引	2
4 そ の 他	3
附 則 .....	4
別 表 .....	5

## 本 則

### 1 適 用

(1) この個別要綱の鈴与のでんき b y C D エナジーは、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、鈴与商事株式会社（以下「鈴与商事」といいます。）が当社の代理業者としてお客様から申込みを受付し、お客様と当社とが合意したときに適用いたします。

(2) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。

### 2 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	276 円 90 銭
契約電流 15 アンペア	415 円 35 銭
契約電流 20 アンペア	553 円 80 銭
契約電流 30 アンペア	830 円 70 銭
契約電流 40 アンペア	1,107 円 60 銭

契約電流 50 アンペア	1,384 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,661 円 40 銭

## (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 90 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 59 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 50 銭

## 3 割引

- (1) ガスセット割（以下「セット割」といいます。）は、次のいずれにも該当するお客様がセット割の適用を希望され、お客様と当社とが合意したときに適用いたします。
- イ 鈴与のでんき b y C D エナジーの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
- ロ 鈴与のでんき b y C D エナジーの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金とを同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- (2) セット割の適用を受けるお客様の料金は、2（料金）に定める料金から2（料金）(1)によって基本料金として算定された金額およびその1月の使用電力量に2（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。
- (3) お客様がセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

## 4 その他の

- (1) 基本要綱 6（需給契約の申込み）(1)にかかわらず、お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承諾のうえ、基本要綱 6（需給契約の申込み）(1)に定める事項その他当社および鈴与商事が必要とする事項を明らかにして、所定の様式によって鈴与商事またはその指定店を通じて当社へ申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けすることがあります。なお、当該申込みについては、基本要綱 6（需給契約の申込み）(2), (3) および(4)が適用されるものといたします。
- (2) 基本要綱 2（要綱の変更）(7)の規定にかかわらず、当社は、この個別要綱を変更する場合、変更前は変更しようとする内容、変更後は変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法、またはインターネット上の鈴与商事のウェブサイトもしくは当社のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することができます。
- (3) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱 1（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱 20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。
- (4) 当社は、基本要綱 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 3（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (5) 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまと鈴与商事または鈴与のでんき b y C D エナジー販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、鈴与商事または鈴与のでんき b y C D エナジー販売の委託先に情報を提供することおよび鈴与商事または鈴与のでんき b

y CDエナジー販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。

(6) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかる規定によります。

## 附 則

### 実施期日

本要綱は、2024年5月1日から実施いたします。

## 別 表

### 1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの

平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{燃 料 費} \text{調整 単価} = (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の 基 準 単 価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\text{燃 料 費} \text{調整 単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の 基 準 単 価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月 31 日までの期間	その年の 5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間
毎年 2月 1日から 4月 30 日までの期間	その年の 6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間
毎年 3月 1日から 5月 31 日までの期間	その年の 7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間
毎年 4月 1日から 6月 30 日までの期間	その年の 8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
毎年 5月 1日から 7月 31 日までの期間	その年の 9月の計量日から 10月の計量日の前日までの期間
毎年 6月 1日から 8月 31 日までの期間	その年の 10月の計量日から 11月の計量日の前日までの期間
毎年 7月 1日から 9月 30 日までの期間	その年の 11月の計量日から 12月の計量日の前日までの期間
毎年 8月 1日から 10月 31 日までの期間	その年の 12月の計量日から翌年の 1月の計量日の前日までの期間
毎年 9月 1日から 11月 30 日までの期間	翌年の 1月の計量日から 2月の計量日の前日までの期間
毎年 10月 1日から 12月 31 日までの期間	翌年の 2月の計量日から 3月の計量日の前日までの期間
毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31 日までの期間	翌年の 3月の計量日から 4月の計量日の前日までの期間
毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月 29 日までの期間）	翌年の 4月の計量日から 5月の計量日の前日までの期間

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 錢 3 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

## 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といいたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといいたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといいたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。